

令和 6 年 8 月 5 日

市政記者クラブ 様

千種区役所区政部総務課

担当：野村（電話 753-1810）

千種区役所における文書の配付誤りについて

千種区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和 6 年 8 月 2 日（金）
- 2 発生場所
千種区宮根学区内（千種区光が丘付近）
- 3 事実の概要
令和 6 年 8 月 2 日（金）、通達員が A さんに配付すべき、「令和 6 年度 市民税・県民税・森林環境税第 2 期分の納税のお知らせ」（以下、「お知らせ」という。）を B さんに配付しました。同日、B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、栄市税事務所にご連絡いただき、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、市民税・県民税・森林環境税第 2 期分の税額
- 5 対応
 - ・ B さんについては、令和 6 年 8 月 2 日（金）、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
 - ・ A さんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、お知らせをお渡ししました。
- 6 原因
A さん宅と B さん宅は近隣であり、投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。